

## ○八王子市大規模小売店舗立地協議会設置要綱

平成 12 年 6 月 1 日施行

改正	平成 13 年 6 月 1 日	平成 13 年 7 月 23 日
	平成 15 年 8 月 18 日	平成 17 年 4 月 1 日
	平成 17 年 8 月 1 日	平成 19 年 9 月 1 日
	平成 22 年 4 月 1 日	平成 25 年 9 月 1 日
	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 29 年 4 月 1 日	

### (設置)

第 1 条 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）、東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱（以下「運用に関する要綱」という。）及び八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱（以下「生活環境保全に関する要綱」という。）に基づき八王子市における大規模小売店舗及び特定商業施設の立地に係る周辺地域の生活環境の保持に資するため、庁内関係所管課により八王子市大規模小売店舗立地協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第 7 条第 3 項の規定に基づく意見に関すること。
- (2) 法第 7 条第 4 項及び大規模小売店舗立地法施行規則第 13 条第 2 項第 1 号に基づく周知に関すること。
- (3) 法第 8 条第 1 項及び運用に関する要綱第 10 条第 1 項の規定に基づく意見に関すること。ただし、午後 11 時までの閉店時刻の繰り下げに係る届出についてはこの限りではない。
- (4) 法第 9 条第 1 項及び運用に関する要綱第 13 条第 2 項の規定に基づく意見に関すること。
- (5) 運用に関する要綱第 9 条第 1 項の規定に基づく説明会開催の周知範囲に関すること。
- (6) 生活環境保全に関する要綱第 10 条第 1 項の規定に基づく協議及び同条第 5 項に基づく通知に関すること。
- (7) 生活環境保全に関する要綱第 11 条の規定に基づく指導に関すること。
- (8) その他市長が必要と定める事項。

### (組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、必要に応じ、委員以外の職員の出席を求めることができる。

### (座長及び代理)

第 4 条 協議会の座長は、産業振興部産業政策課長をもって充て、座長に事故あるときは、都市計画部都市総務課長がその職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 協議会の会議は、必要の都度座長が召集し、座長が議長となる。

(資料提出等の要求)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出を求め、又は関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、産業振興部産業政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

## 別表

	所属部	課長名
座長	産業振興部	産業政策課長
副座長	都市計画部	都市総務課長
委員	環境部	環境保全課長
〃	資源循環部	ごみ減量対策課長
〃	都市計画部	交通企画課長
〃	まちなみ整備部	開発指導課長
〃	まちなみ整備部	建築審査課長
〃	まちなみ整備部	まちなみ景観課長
〃	道路交通部	路政課長
〃	道路交通部	管理課長
〃	道路交通部	交通事業課長
〃	学校教育部	保健給食課長